

文京区障害者日中活動系サービス推進事業について

文京区福祉部障害福祉課

日頃から、文京区における障害者福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。
さて、本区では平成23年度より「文京区障害者日中活動系サービス推進事業」を行っています。

この資料では、文京区障害者日中活動系サービス推進事業の概要等についてお知らせいたします。

1 補助対象者

社会福祉法人、特定非営利活動（NPO）法人、一般財団法人（公益財団法人を含む）、一般社団法人（公益社団法人を含む）、医療法人、学校法人、宗教法人
（株式会社など営利を目的とする法人、公立の事業所等を除く）

2 補助対象事業所

法人が区内に設置し、かつ、適正な運営を行っている事業所であって、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれか一つ以上を行う事業所（障害者支援施設を除く。）

3 補助内容

(1) 基本補助

- ① 3年（当該年度及び過去2か年度）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審している場合 → 各月初日の在籍者数（定員を上限）×17,000円×月数
- ② 3年（当該年度及び過去2か年度）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審していない場合 → 各月初日の在籍者数（定員を上限）×8,000円×月数

ただし、新規開設事業所については、開設から3年（開設年度の翌々年度まで）に一度以上、東京都の福祉サービス第三者評価を受審した場合に、①に該当するものとして取り扱う（開設年度の翌年度までは未受審であっても①に該当するものとする。初回の受審後は、①及び②のとおりとする。）

(2) メニュー選択式加算

下記 6 項目中 3 項目以上を満たした場合

年度初日の在籍者数（定員を上限）×72,000 円

① 前年度の末日時点で重度者を多く受け入れている

「重度者」とは…

障害程度区分 4～6 または医療的ケア（特別な医療）要者

※ 区分 4 の場合、行動関連項目が 15 点以上または医療的ケア（特別な医療）要者

※ 50 歳以上の場合、一つ上位の区分と見なす

※ 医療的ケア（特別な医療）要者とは、「点滴の管理」、「中心静脈栄養」、「透析」、「ストーマの処置」、「酸素療法」、「レスピレーター」、「気管切開の処置」、「疼痛の看護」、「経管栄養（胃ろう）」、「吸引処置」のうち 1 つ以上該当する場合

「多く」とは…

上記に当てはまる利用者を 30%以上受け入れていること

② 当該年度の初日時点でショートステイを実施している

補助対象事業所が、日中活動系サービスに加えて、短期入所についても事業者指定を受けていること

③ 当該年度の初日時点でグループホームのバックアップ施設である

指定障害福祉サービス事業所として指定を受けているグループホームに対して、事業者指定上、「**連携体制等**」として登録されていること

ただし上記以外に、

① グループホームの従業者に対する利用者支援ノウハウの提供

② 世話人が欠けたときの緊急対応、研修受講などによる不在時の対応

などの連携体制を有している事業所については加算要件に認められる可能性あり

④ 前年度に就労移行実績がある

前年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までに、当該事業所におけるサービス利用を終了（退所）し、一般就労へ移行した実績があること

⑤ 当該年度にアフターケアを実施している

当該事業所のサービス利用を終了（退所）し、一般就労または就学した利用者等に対して、当該年度中（退所後 1 年以内）にアフターケアを実施していること

「アフターケア」とは…

支援内容及び必要性等を記載した計画書を作成し、支援を実施していること。

ただし、入院、入所、通所、死亡の場合は対象となりません

- ⑥ 3年（当該年度及び過去2か年度）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審し、受審結果を踏まえて改善に向けた取組を実施している

(3) **障害者等雇用加算**

対象者の雇用時間数に応じて

年額 435,000円～1,887,000円

【対象者】

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ② 満60歳以上65歳未満の者
- ③ 母子家庭の母又は寡婦（父子家庭の父等も含む）
- * 特定就職困難者雇用開発助成金など、他の公的補助の対象となる者は除く

総雇用時間数と単価額

総雇用時間数	単価（年額）
400～799時間	435,000円
800～1,199時間	726,000円
1,200～1,599時間	1,016,000円
1,600～1,999時間	1,306,000円
2,000～2,399時間	1,597,000円
2,400時間以上	1,887,000円

(4) **第三者評価受審経費**

当該年度に受審した場合 1か所あたり 600,000円（上限）

4 申請等の方法

別紙1「申請等の流れについて」、別紙2「提出書類一覧」をご参照ください。

5 お支払いについて

年度当初の申請に基づき交付決定し、4回に分けて交付いたします（概算払い）。

第一回交付 6月中

第二回交付 7月中

第三回交付 10月中

第四回交付 翌年1月中

最終的に、翌年4月中旬に実績報告書を提出していただき、清算した上で追加交付又は返還請求を行います。

6 Q&Aについて

別紙3「よくある質問一覧」をご参照ください。

7 お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら下記までお問い合わせください。

文京区福祉部障害福祉課障害者施設担当

TEL 03-5803-1285

FAX 03-5803-1352